

令和2年度工事等事故防止重点対策項目を決定！

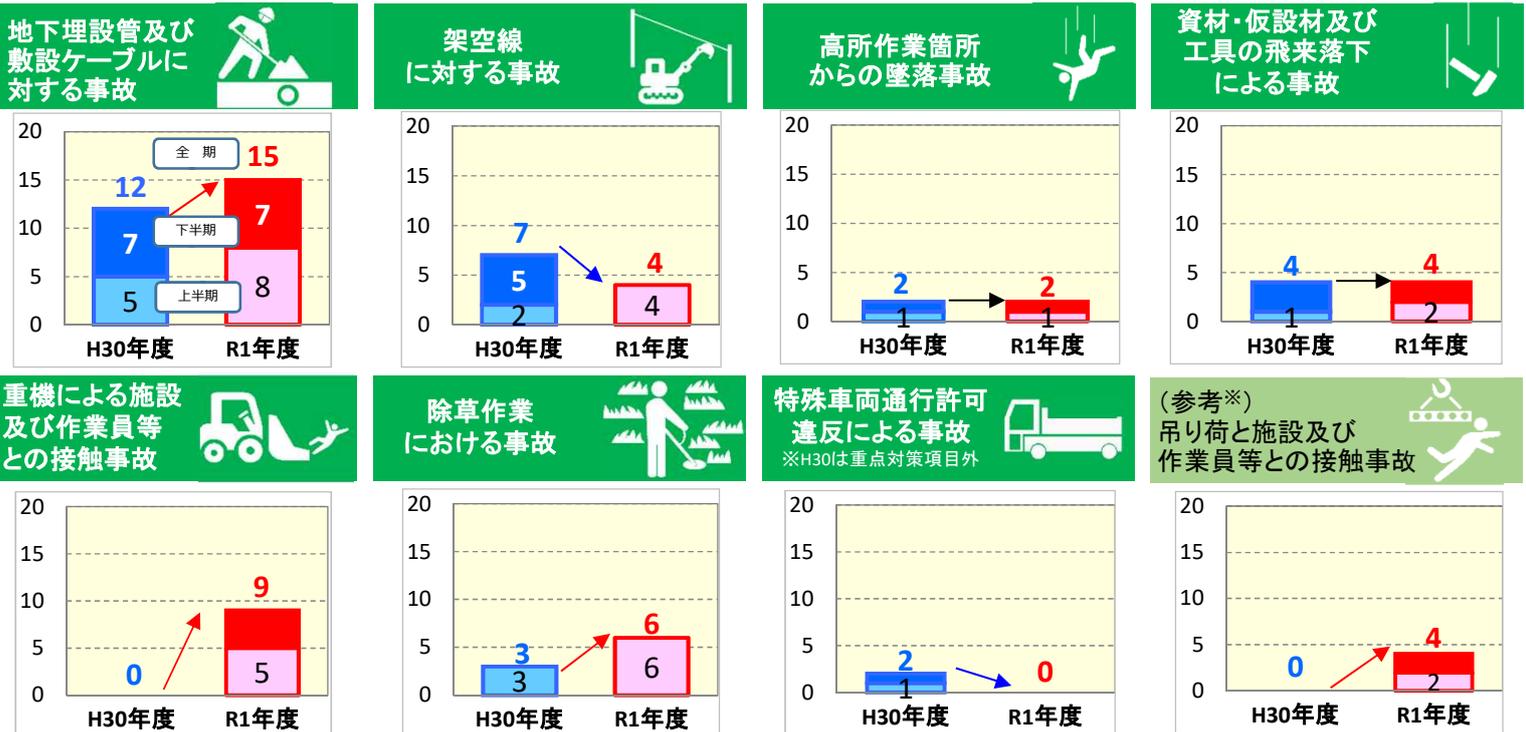
- ① 地下埋設管及び施設ケーブルに対する事故(継続)
- ② 架空線に対する事故(継続)
- ③ 高所作業箇所からの墜落事故(継続)
※高所作業とは法面・足場等安衛法に規定する高さ2m以上の作業
- ④ 資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故(継続)
※壁等の倒壊による上方からの落下を含む
※強風による資材などの飛散を含む
※UAVの落下を含む
- ⑤ 重機による施設及び作業員等との接触事故(継続)
※施設とは公共施設及び第三者施設をいう。(架空線は②に含む)
※重機の転倒を含む。
- ⑥ 除草作業における事故(継続)
※飛び石や機械との接触による人身、物損を含む
- ⑦ 特殊車両通行許可等違反による事故(継続)
- ⑧ 吊り荷と施設及び作業員等との接触事故(新規)
※施設とは公共施設及び第三者施設をいう。(架空線は②に含む)



近畿地方整備局では、管内の発注工事や現場作業を伴う業務において、公衆へ大きな影響をおよぼす恐れのある事故やひとたび発生すると重大な事故に繋がる恐れのある事故を「工事等事故防止重点対策項目」と位置付け、重点的に事故防止に取り組んでいます。

令和2年度においては、昨年度の事故傾向を踏まえ、上記8項目を重点対策項目として決定しました。引き続き、工事等事故撲滅に向け、関係者一丸となって事故防止に取り組ましましょう。

事故防止重点対策項目の昨年度の事故発生件数 ※R1年度事故件数は2/28時点



令和元年度における重点対策7項目の事故件数は、2月末時点で既に**40件発生**しており、平成30年度に比べ、増加傾向です。項目毎に見てみると、地下埋設物事故は依然として発生件数が多く、引き続き注意が必要です。また、**重機による施設及び作業員等との接触事故が急増**しています。ひとたび発生すれば重大事故に繋がる可能性の高い事故であり、更なる事故防止に取り組む必要があります。

地下埋設物事故や重機接触事故をおこさないために・・・

重点対策7項目の中でも例年、地下埋設物事故は依然として発生件数の多く事故となっています。地下埋設物は、その名のとおり地上からは直接視認できないため、他の施設より工事中に誤って損傷させるリスクが高く、工事の実施にあたっては試掘を含め、十分な注意が必要となります。

また、令和元年度は重機接触事故が前年度に比べて多く発生しました。重機作業は工事現場にはつきものであり、他の建設機械や人力作業と並行して作業する機会が多く、死亡事故等の重大事故に直結しやすい作業です。

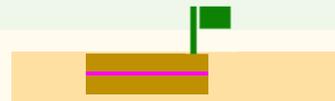
それらの事故をおこさないために、下記の「事故防止のポイント」と自身の現場を照らし、今一度安全対策について、検討してみましょう。



地下埋設物事故防止のポイント

①事前調査、試掘の実施

- ・当該工事現場内の地下埋設物については、**作業に先立ち図面や台帳等の照会を必ず行う。**
- ・作業に支障が生じる地下埋設物の存在が予想される箇所は**立会依頼を必ず行うこと。**
- ・試掘等により**地下埋設物の確認を目視で行う**とともに、試掘にあたり必要に応じて探査機等による非破壊探査を併用することも検討する。
- ・埋設物付近の掘削作業は人力による先掘を実施するなど、チェックリスト等を用いて**作業時の留意事項についての指導を徹底**する。



②目印表示、作業員への周知

- ・工事関係者に埋設物位置を周知するため、**目印表示等による埋設位置の明示**を行い、作業員への周知を徹底する。



③監視員の配置

- ・埋設物近接箇所において、バックホウ等の建設機械による掘削作業を行う場合には、**必要に応じ監視員を配置**する。

重機接触事故防止のポイント

①適切な施工機械の選定及び使用

- ・**周辺状況や現場条件を事前に確認**し、適切な施工機械を選定する。
- ・建設機械の**能力を超えた使用、安全装置を解除しての使用の禁止を徹底**する。
- ・特に移動式クレーンにおいては、**機体は水平に設置し、アウトリガーの適正な使用を徹底**する。
- ・オペレータに対して、機械の取扱説明書等を遵守した操作方法等について、十分な教育を行い、**適切な作業の実施を徹底**する。



②誘導員の配置



- ・路肩、法肩等危険な場所での建設機械作業や人と建設機械との共同作業となる場合には、**誘導員を適正に配置**するとともに、**誘導方法、合図等を確認し、オペレータと誘導員が連携して人（作業員等）に対する安全を確保した上で建設機械を誘導**し、作業を実施することを徹底する。

③作業員に対する作業方法の周知



- ・作業実施前に作業員に対し、転倒、接触等を防止するために必要な**作業手順を周知徹底**する。
- ・建設機械のオペレータに対して、**操作手順及び運転時の注意事項等に関する十分な教育指導**を行い、人材の育成確保に努める。

令和2年度「建設業労働災害防止対策実施事項」が策定されました。

※実施事項の具体的な内容、詳細等については、右記URL(建災防HP)から確認を！ https://www.kensaibou.or.jp/public_relations/enforcement_plan/index.html

